

## 鳥取県告示第 973 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字立石山590の53から590の55まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、宮内字宮ノ谷小谷道ノ奥196、字細越山1695、茶屋字平ル林348の1、349の1、上萩山字桐ヶ谷田1245、神福字鍛冶屋1392の2、字田ノ平ラ1405、字大原奥2015、字大原ノ上2026の3・字塩滝山2069の86（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

神福字鍛冶屋1392の2・字田ノ平ラ1405（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

### 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字道ノ子山35の2、字寺林1142の1、1142の2、宝谷字道谷194、三吉字仲山尻リ254の3、字四斗ナシ286の1、字穴内478の5、字床吉山鋤後口918の2、上萩山字新田山486の53、菅沢字秋原山565の5、佐木谷字打道山769の3、下阿昆縁字字祢道892の15、字下川平山1738の4、丸山字鉄穴原林936の1・937（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、湯河字小稲積1187、三栄字雁田山1558の1、1558の6から1558の10まで、1565の1、神福字大熊山1572の51、1572の54、1572の83

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）